

## 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンク TAMA（以下「本法人」という。）が事業活動を行うにあたり、遵守すべき規範を定める。

(組織の使命及び社会的責任)

第2条 本法人は、その設立目的に従い、社会の諸課題の解決とそのため自律的かつ持続的な仕組みの構築をめざす重大な責務を負っていることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第3条 本法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第4条 本法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

第5条 本法人は、特定非営利活動促進法の法令及び本法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 本法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3 役員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第6条 役員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

2 本法人の役員は以下のことに留意して行動しなければならない。

(1) 支援候補組織、並びに支援先組織からの、私的な利益供与を禁ずると共に、誤解の生じるような行為を避ける。

(2) 職務や地位を利用して特定の支援候補組織、並びに支援先組織に有利な取り計らいをするような行為、またはそのような誤解を生じさせるような行為を避ける。

(利益相反等の防止及び開示)

第7条 本法人は、利益相反を防止するとともに特定非営利活動促進法第17条の4に該当する者でないことを示すため、役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規程に基づき公開しなければならない。

2 本法人は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

3 本法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第8条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第9条 本法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等

を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第10条 本法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(連携)

第11条 本法人は、補助金交付団体、民間公益活動を行う団体その他関係者が、社会の諸課題の解決と  
そのための自律的かつ持続的な仕組みの構築をともにめざす対等なパートナーであるとの認識の下  
で連携に努めなければならない。

(研鑽)

第12条 本法人の役職員は、社会的課題や民間公益活動の促進に関する情報収集及びその分析を行い、  
絶えず自己研鑽に努めなければならない。また、民間公益活動の促進による社会の変革に向けてチャ  
レンジ精神を持って業務に当たらなければならない。

(規程遵守の確保)

第13条 本法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監  
督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議で行う。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。(令和3年5月28日総会決議)

この規程は、令和6年6月1日から施行する。(令和6年5月28日総会決議)

この規程は、令和6年6月1日から施行する。(令和6年5月28日総会決議)